

第 6156 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 3月11日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	---

## ♠ セルフメディケーション税制

**Q** :セルフメディケーション税制という制度があるそうですが、そのような制度ですか？

**A** :次のような制度です。

### 【解説】

セルフメディケーション税制とは、健康の保持増進及び疾病の予備への取組として一定の取組を行っている人が、平成33年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、次の算式によって計算した金額をセルフメディケーション税制として所得から差し引くことができるというものです。

(平成30年度に支払った特定医薬品等購入費の合計額) - (保険金などで補填される金額) - 1万2,000円 = 医療費控除額 (8万8,000円が限度)

なお、この制度は、医療費控除との選択適用となりますので、セルフメディケーション税制を受ける場合は医療費控除が受けられませんので注意してください。

特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品から、薬局で購入できるスイッチOTC医薬品の購入費をいいます。

適用を受けられる人は、次のような一定の取組を行っている人です。

- ① 人間ドック、各種検診等
- ② インフルエンザなどの予防接種
- ③ 生活保護受給者等を対象とする健康診査
- ④ メタボ検診、特定保健指導

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

